



五管区水路通報第10号

91項-101項

令和5年3月10日

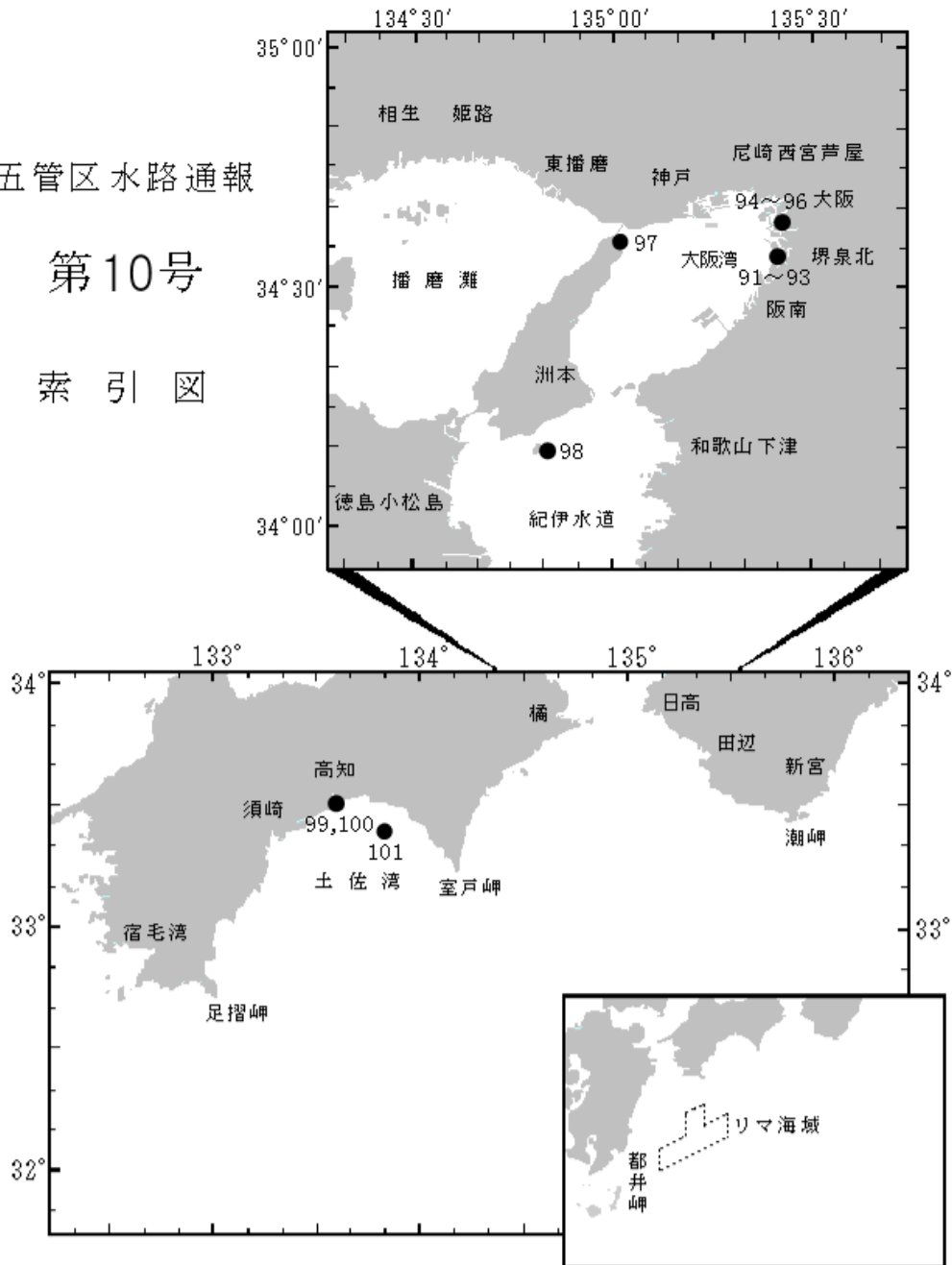
※本通報に使用している経度、緯度は世界測地系(WGS-84)に基づいています。

第 91 項	阪神港	堺航路	灯浮標交換作業
第 92 項	阪神港	堺泉北区、第3区及び第5区	標識灯及び灯付浮標復旧
第 93 項	阪神港	堺泉北区、第5区及び第6区	掘下げ作業等
第 94 項	阪神港	大阪区、第3区	掘下げ作業等
第 95 項	阪神港	大阪区、第3区	掘下げ作業等
第 96 項	阪神港	大阪区、第3区	護岸補修工事
第 97 項	淡路島	岩屋港	防波堤について
第 98 項	淡路島	沼島付近	魚礁設置
第 99 項	四国南岸	高知港	防波堤延長
第 100 項	四国南岸	高知港付近	離岸堤設置
第 101 項	四国南岸	土佐湾	照明弾発射訓練

五管区水路通報

第10号

索引図



※項数は、太平洋で実施される訓練から先に付与します。

※五管区水路通報に関するお問合せはこちらまで

〒650-8551 神戸市中央区波止場町1-1

第五管区海上保安本部海洋情報部監理課情報係

TEL:078-391-6651(内線2515、2516) FAX:078-332-6307(自動受信)

<p>五管区水路通報 バックナンバー</p>	<p>水路通報等の解説</p>	<p>水路測量実施区域</p>
		
<p>小型船舶実技講習 ヨット等レース区域 (年間を通して実施)</p>	<p>定置漁具の敷設情報</p>	<p>海上保安庁による訓練実施海域 (年間を通して実施)</p>
		

★5年91項 阪神港 — 堺航路 灯浮標交換作業

堺航路において、起重機船による下記灯浮標の交換作業が実施される。

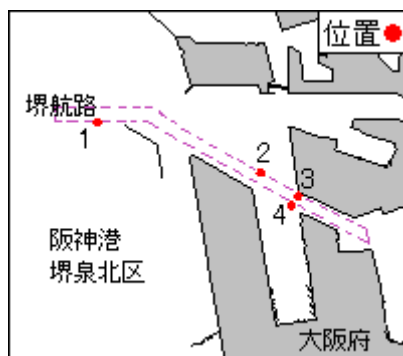
期 日 令和5年3月27日（予備日3月28日～30日）日出～日没

名 称	1 堺航路第4号灯浮標	(灯台表第1巻 3559)	(34-36.3N 135-22.9E)
	2 堺航路第11号灯浮標	(灯台表第1巻 3566)	(34-35.8N 135-25.1E)
	3 堺航路第13号灯浮標	(灯台表第1巻 3568)	(34-35.6N 135-25.5E)
	4 堺航路第14号灯浮標	(灯台表第1巻 3569)	(34-35.5N 135-25.5E)

備 考 警戒船を配備

海 図 W1146 (JP共) - W123 (JP共) - W1103 (JP共) - W150A (JP共)

出 所 阪神港長



★5年92項 阪神港 — 堺泉北区、第3区及び第5区 標識灯及び灯付浮標復旧

五管区水路通報5年9号85項削除

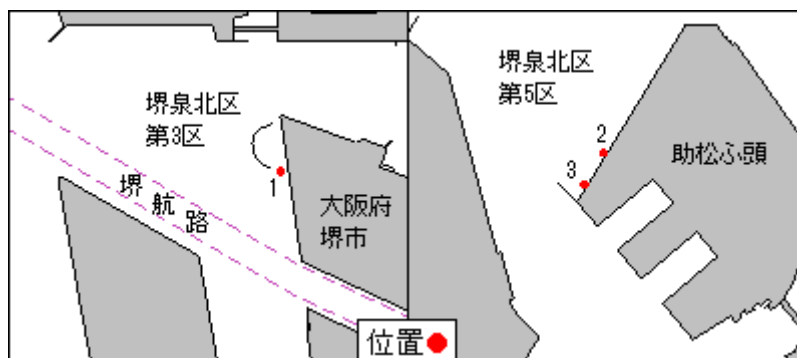
下記地点において、消灯していた海図図載の黄色標識灯及び灯付浮標は復旧した。

位 置 下記3地点付近

- (1) 34-36-02N 135-25-25E (標識灯1基、灯付浮標1基)
- (2) 34-31-35N 135-23-23E (標識灯4基)
- (3) 34-31-29N 135-23-19E (標識灯2基)

海 図 W1146 (JP共) - W1110 (JP共)

出 所 堺海上保安署



★5年93項 阪神港 — 堺泉北区、第5区及び第6区 掘下げ作業等

大津泊地入口周辺において、潜水土・グラブ浚渫船等による掘下げ作業等が実施される。

期 間 令和5年3月20日～5月15日（予備日5月16日～31日）日出～日没

区 域 下記6地点により囲まれる区域

- (1) 34-31-58N 135-23-47E
- (2) 34-32-57N 135-22-56E
- (3) 34-33-02N 135-23-06E

- (4) 34-32-48N 135-23-18E
- (5) 34-32-51N 135-23-23E
- (6) 34-32-06N 135-24-01E

備考 警戒船を配備
国際信号旗「A」旗を掲揚
可航幅 150m を確保（全長 150m以上の船舶の入出港時は可航幅 300m を確保）

海図 W1110（JP共）

出所 阪神港長



★5年94項 阪神港 — 大阪区、第3区 掘下げ作業等

五管区水路通報5年7号67項削除

木津川水門周辺において、グラブ浚渫船による掘下げ作業等が実施されている。

期間 令和5年6月12日まで（予備日を含む）日出～日没

区域 34-39-05N 135-28-45E 付近

備考 アンカー位置を示す浮標を設置

国際信号旗「A」旗を掲揚

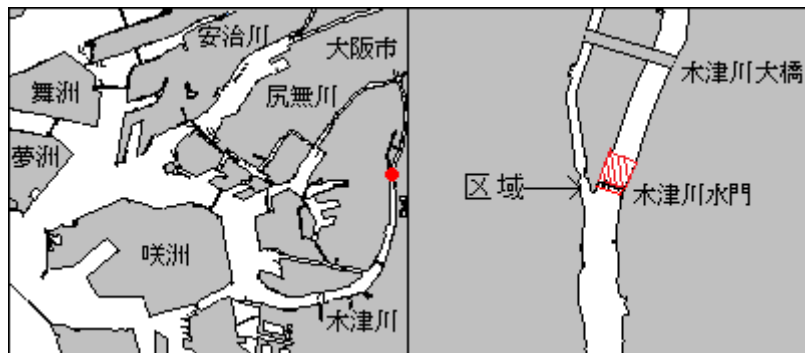
警戒船を配備

汚濁防止膜を設置

夜間停泊時は作業船の位置を示す標識灯を設置

海図 W1148

出所 阪神港長



★5年95項 阪神港 — 大阪区、第3区 掘下げ作業等

尻無川水門付近において、潜水土・グラブ浚渫船等による掘下げ作業等が実施される。

期間 令和5年3月13日～5月22日（予備日5月24日～6月30日）日出～日没

区域 34-39-31N 135-27-51E 付近

備考 国際信号旗「A」旗を掲揚

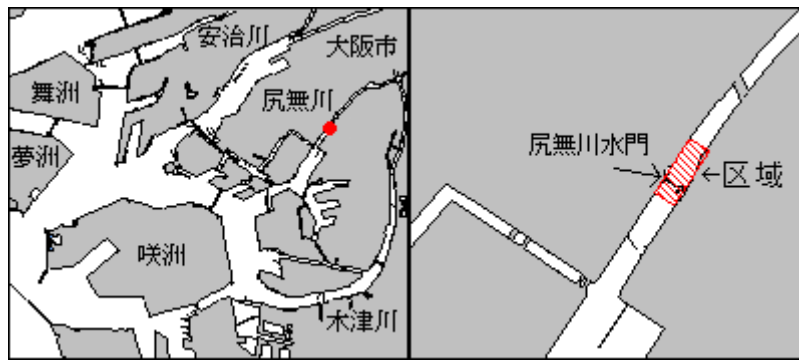
警戒船を配備

夜間停泊時は作業船の各隅に標識灯を設置

入出港船舶の航行を妨げないように区域を2分割（東側、西側）し、片側ごとに作業を実施

海図 W1148

出所 阪神港長



★5年96項 阪神港 — 大阪区、第3区 護岸補修工事

天保山運河において、潜水士・起重機船等による護岸補修工事が実施される。

期 間 令和5年3月11日～7月20日まで（予備日7月21日～31日） 0700～日没

区 域 34-38-52N 135-27-07E 付近

備 考 警戒船を配備

国際信号旗「A」旗を掲揚

操縦性能制限船の形象物を掲揚

近隣パースの出入港がある場合 1400～0200 で実施

夜間作業時及び夜間停泊時は作業船を示す標識灯を設置

海 図 W1148-W123（J P 共）

出 所 阪神港長



★5年97項 淡路島 — 岩屋港 防波堤について

岩屋港の防波堤（東）は被覆ブロック（常に水没している）により一部拡幅されている。

区 域 下記8地点により囲まれる区域

(1) 34-35-48.5N 135-00-48.4E

(2) 34-35-48.3N 135-00-47.9E

(3) 34-35-53.4N 135-00-44.3E

(4) 34-35-53.8N 135-00-45.1E

(5) 34-35-53.5N 135-00-45.3E

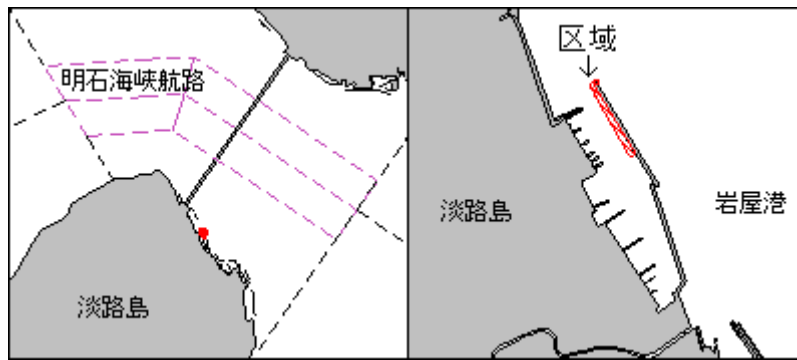
(6) 34-35-53.4N 135-00-45.1E

(7) 34-35-53.5N 135-00-45.0E

(8) 34-35-53.4N 135-00-44.8E

海 図 W1217（岩屋港）

出 所 五本部海洋情報部



★5年98項 淡路島 — 沼島付近 魚礁設置

五管区水路通報4年43号529項,5年6号64項削除
沼島付近において、魚礁が設置された。

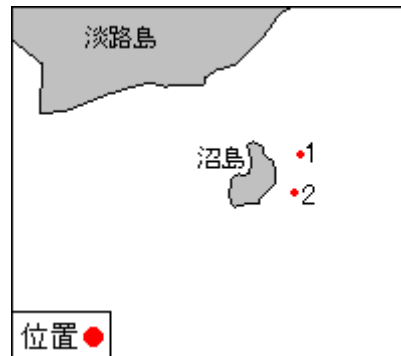
区域 下記2地点付近

(1) 34-10-28N 134-50-29E (3基)

(2) 34-09-42N 134-50-20E (2基)

海図 W150C(JP共)

出所 五本部海洋情報部



★5年99項 四国南岸 — 高知港 防波堤延長

五管区水路通報4年36号456項削除
第7ふ頭東方において、既設防波堤が延長された。

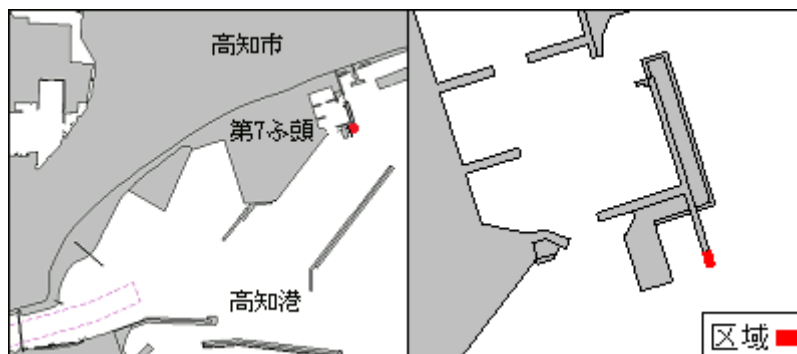
区域 下記2地点を結ぶ線上(幅約10m)

(1) 33-30-47.8N 133-35-40.2E

(2) 33-30-48.4N 133-35-40.0E (防波堤先端)

海図 W110

出所 五本部海洋情報部



★5年100項 四国南岸 ー 高知港付近 離岸堤設置

五管区水路通報4年27号368項関連

高知港付近において、離岸堤の一部が設置された。

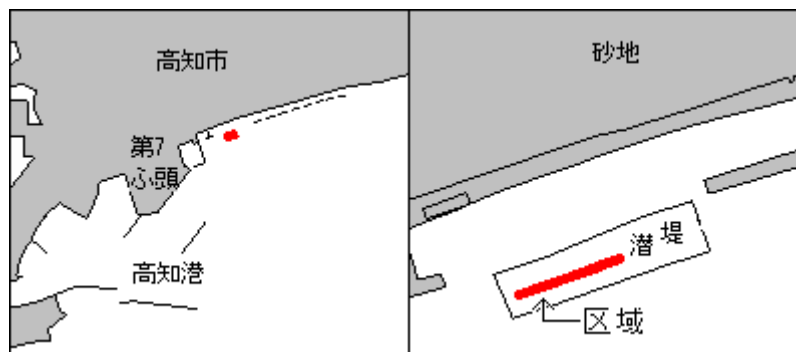
区域 下記2地点を結ぶ線上(幅20m)

(1) 33-31-00.1N 133-35-47.5E

(2) 33-31-01.8N 133-35-54.0E

海図 W110

出所 五本部海洋情報部



★5年101項 四国南岸 ー 土佐湾 照明弾発射訓練

土佐湾において、巡視船による照明弾発射訓練が実施される。

期間 令和5年3月22日(予備日3月25日) 0800~1700

区域 33-22-24N 133-49-48E を中心とする半径5海里の円内

海図 W108(JP共)

出所 高知海上保安部

